

農地転用（法第4・5条）の許可申請について

農地を農地以外のものにする場合は農地法に基づく転用許可が必要です。
農地転用とは、農地を住宅、工場、学校、病院等の施設用地にしたり、
道路や山林等の農地以外の用途に変更する行為です。



◆農地転用許可には次の2つの種類があります。

①農地法第4条による農地転用

・・・農地の権利移動を伴わない転用

②農地法第5条による農地転用

・・・農地の権利移動（所有権移動、賃借権設定等）を伴う転用

◆農地転用許可には大きく分けて2つの基準があります。

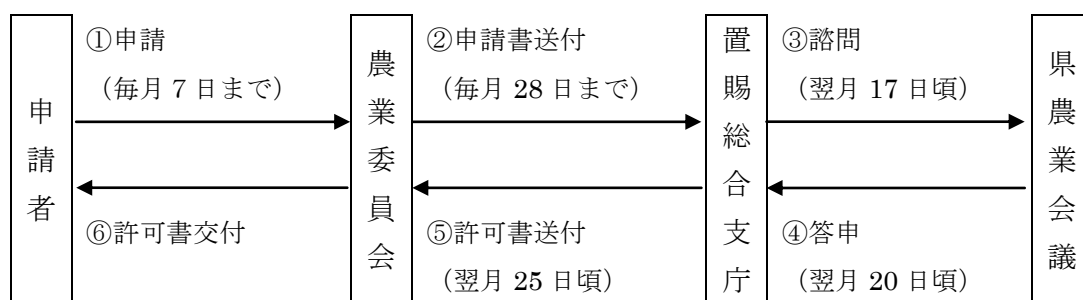
①「立地の基準」

・・・農地を営農条件や周辺の市街地化の状況からみて、許可の可否を判断する基準です。

②「一般基準」

・・・転用事業の確実性や周辺農地等への被害の防除措置の妥当性などを審査する基準です。

◆農地転用許可手続き（県知事許可の場合）の流れは概ね次のとおりです。



※ 農業委員会での申請書の締切日は12月を除き毎月7日です。
(土日祝日の場合は翌日)

※申請書の受付締切日から許可書の交付までの事務の標準処理期間は55日です。

※農用地区域内農地を転用する場合は、原則的に上記手続きの前に農振除外が必要になります。(担当：町産業経済課)

— 不明な点がありましたら、お気軽に農業委員会へお問い合わせください。 —